

大阪府立成人病センター整備事業

参考資料11

共同駐車場計画概要

大手前共同駐車場（仮称）について

府立成人病センターの附置義務駐車場として整備される大手前共同駐車場（仮称）（以下「共同駐車場」）は、府立成人病センターと府警察本部の区分所有（予定）となり、現在、基本設計中である。

※ 本資料に記載の事項は、基本設計途中段階のため、詳細は、設計時点の協議による。

【共同駐車場の計画概要（現時点）】

駐車台数	（計画台数）府立成人病センター200台（患者用150台・職員用50台）、府警本部 240台
駐車場形式	自走式立体駐車場スキップフロアタイプ（予定） 下階を府立成人病センター、上階を府警本部が使用 大阪府が衛星中継車庫を合築する可能性あり
構造規模	構造：未定 規模（建築面積、延面積）：未定 階数：成人病センター3～4フロア（下階） 府警本部 4～5フロア（上階）
その他	<ul style="list-style-type: none"> 成人病センター利用者用専用エレベーター 1基 （府警本部利用階専用エレベーター1基） 料金徴収システム（出庫、入庫ゲート、発券機、精算機、自動精算機、認証機、カードデータ入力機等） 駐車管制システム（満空表示 [枠、階別及び成人病センター使用部分全体]、ループコイル、場内警報及び警報灯、在否感知システム等）など 管理人室、便所、消防用設備、放送設備、監視カメラほか
スケジュール	基本設計(H23・24)、実施設計・埋文調査(H25)、建設(H26・H27)

【施設整備編】

○共同駐車場計画レベル（1階フロアレベル） OP+20.5

○大手前連絡通路（仮称） 府庁新別館の1階レベルから市道大手橋線へ至る歩行者用通路及び共同駐車場進入路の縦断勾配は平均3%で計画。

○共同駐車場に設置する監視カメラの映像及び設備機器の監視は、共同駐車場内の管理室で行うことを基本とするが、新成人病センターの防災センター等でも監視可能となるよう対応すること。

○共同駐車場に設置する、監視カメラの映像の監視、設備機器及び消防設備の警報監視及びエレベーターかご内インターホンからの通話への一次対応はSPC業務とする。

○なお、共同駐車場各設備の点検保守・修繕更新は業務範囲外とする。

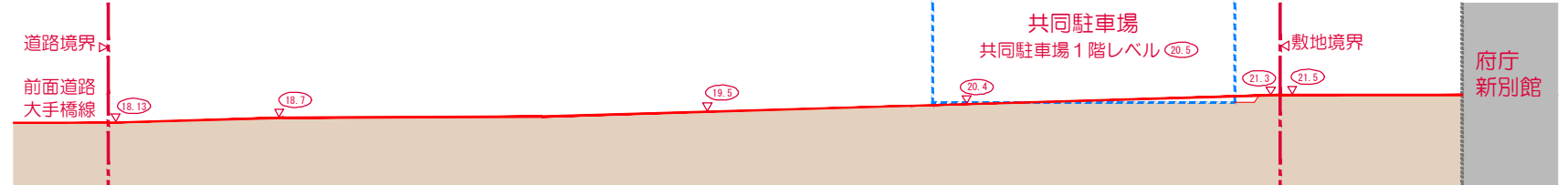
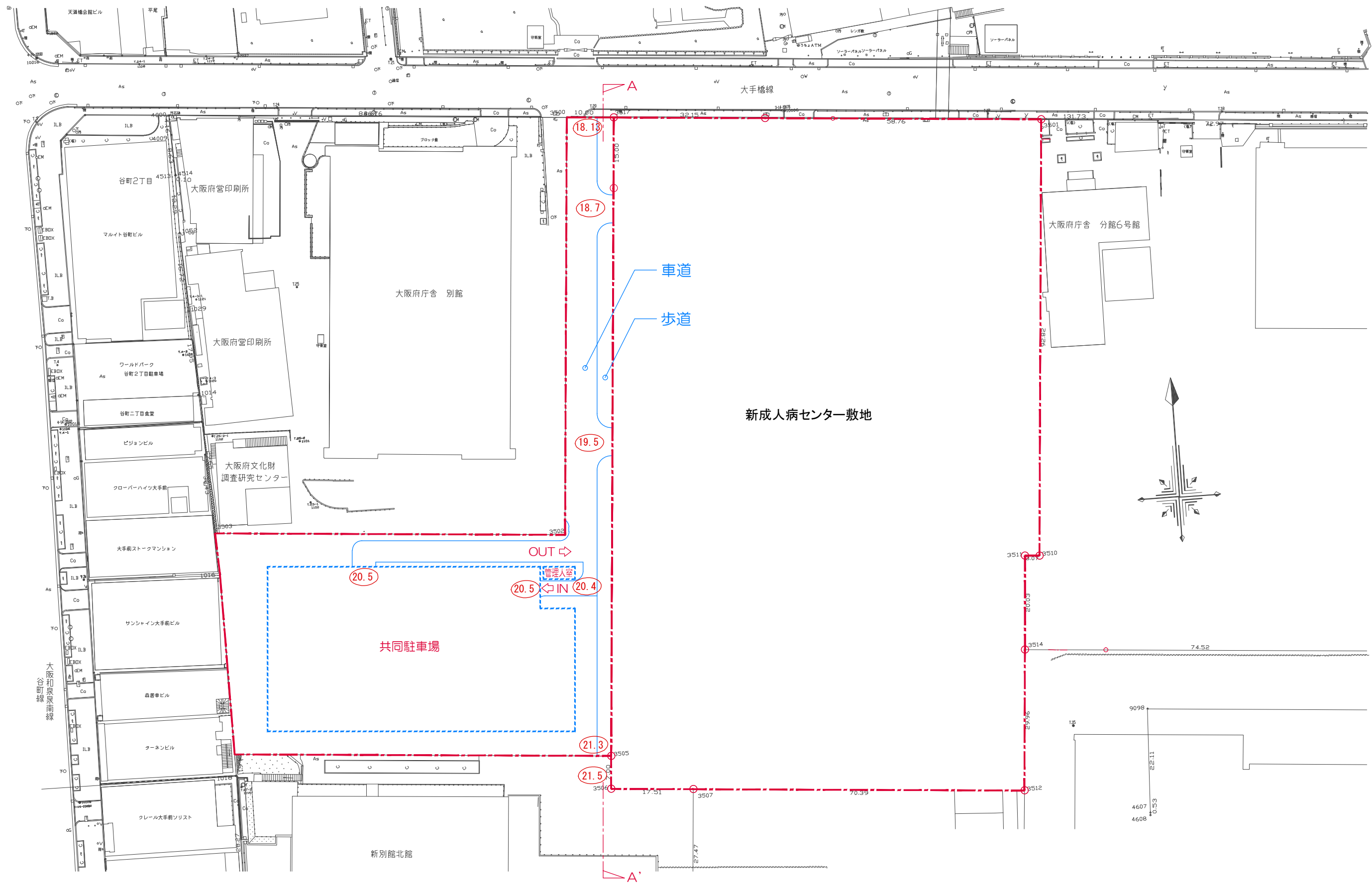
施設整備	成人病センター整備事業	共同駐車場整備事業
監視カメラ映像	新成人病センター防災センター等の映像モニター等及び敷地内配管、共同駐車場管理人室内中継機等までの配線等 ※モニター等には、スイッチャー等の周辺機器を含む	監視カメラ、映像モニター（管理室）、中継機等、共同駐車場敷地内配管等
消防設備	新成人病センター防災センター等の受信機等、敷地内の配管及び共同駐車場管理人室内の中継機等までの配線等	自火報設備、消火設備等（移報用中継機等含む）及び共同駐車場敷地内配管等
放送設備	新成人病センター防災センター等内の業務、非常用放送設備、敷地内の配管及び共同駐車場管理人室内	アンプ、スピーカー等及び共同駐車場敷地内配管等 機能：新成人病センターから利用工

施設整備	成人病センター整備事業	共同駐車場整備事業
	アンプ等までの配線等	リアヘリモート放送が可能なもの
エレベーター	新成人病センター内防災センター等のかご内映像用モニター、インターホン(エレベーター監視盤等へ組み込み。インターホン本体を含む)、敷地内の配管、共同駐車場管理室内インターホン等までの配線等	エレベーター、かご内モニター(管理室内)、インターホン及び共同駐車場敷地内配管等
料金徴収システム	新成人病センター内への事前清算機、認証機、カードデータ入力機等の設置(機器本体は共同駐車場工事からの支給)、電源、敷地内配管及び共同駐車場内機器までの配線	発券機、ゲート装置、自動精算機、ループコイル、認証機等及び共同駐車場敷地内配管等 新成人病センター内へ設置するカードデータ入力機、認証機、事前清算機は、成人病センター整備事業へ支給
車路管制システム		在否センサー、空満表示灯(枠、階、成人病センター使用エリア)、場内警告灯、警報等

【維持管理（警備業務）編】

○警備業務に含まれる共同駐車場関連の業務（現駐車場の業務仕様を参考に計画すること）

維持管理	共同駐車場	現駐車場
管理台数	計画 200 台	117 台 (健康科学センター分含む)
利用対象者	来院者(150台)、職員(50台) (府警本部使用部分は管理対象外。衛星中継車庫が合築された場合、当該部分は、管理対象外)	来院者、健康科学センター来所者
業務内容	①誘導及び料金徴収 ・右記仕様書と同等の内容 ゲートは 24 時間出入が可能となるため、右記仕様書に記載の業務時間外は、新成人病センター内防災センター等で実施。 ・料金徴収は毎日実施、機構への入金は毎月 10 日(金融機関が休みの場合は、直近営業日)とし、それまでの間は、金融機関に専用の口座を設けるなど、適切に保管する。 ②共同駐車場施設内の設備等監視 (一次対応を含む、ただし、各設備の点検保守・修繕更新は業務範囲外)	参考資料 9-3 及び 9-8 の仕様



A-A' 断面図

※ 記載のレベル（○内の数値）はOP表示です。
 ※ 共同駐車場の配置・形状及び外構計画・レベル等はイメージであり、確定したものではありません。